

アルプス訪問看護ステーション 重要事項説明書

1. 事業所の運営方針

- ① 当事業所は、利用者が可能な限り自宅において自立した生活が送れるよう、その療養生活を支援するため、訪問看護を通し利用者の健康管理・心身機能の維持回復を目指していきます。
- ② そのため、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び保健・医療・福祉サービス提供機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

事業所名	アルプス訪問看護ステーション
所在地	〒400-0405 山梨県南アルプス市下宮地 421
電話番号	055 - 244 - 7716 FAX : 055 - 282 - 1853
管理者	芦沢 美紀（あしざわ みき）
業務実施地域	南アルプス市 中央市 昭和町 甲斐市 市川三郷町 富士川町 ※その他の地域については相談に応じます。

3. 事業所の職員体制

管理者	1名（看護師）
訪問看護職員	看護師 10名
	作業療法士 2名（常勤兼務）
	事務員 1名

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜・国民の祝日・12/30～1/3を除く）
営業時間	平日 : 8時45分～17時15分
	土曜日 : 8時45分～12時30分

5. サービスの内容

- * 病状・障害の観察 療養上の世話 リハビリテーションに関すること 療養生活や介護方法の助言・指導を行います。
- * 認知症患者の看護・介護を行い、助言・指導を行います。
- * 家族支援に関する相談に応じ、助言・指導を行います。

6. 利用料と支払い方法

[介護保険の場合]

- ◇ 介護保険での訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準により、利用者の負担割合に応じた額となります。
- ◇ 交通費は、通常業務の実施地域の範囲内はかかりません。実施地域を越えた分について1キロメートル当たり40円で、片道分を申し受けます。但し、1000円を上限とします。
- ◇ 保険料の滞納等により当事業所が法定代理受領できない場合は、一旦費用の全額を支払っていただきます。この場合、サービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、在住する市町村の窓口に提出して差額の払い戻しを受けてください。

[医療保険の場合]

- ◇ 医療保険での実施は、各々の保険の自己負担分の支払いとなります。
- ◇ 交通費は、通常業務の実施地域にかかわらず、片道のみ1キロメートル当たり40円での支払いとなります。但し、1000円を上限とします。
- ◇ その他の費用として、訪問時に使用したガス・水道・電気等及び駐車料金（発生した場合）等は、利用者負担となります。

支払い方法

- * 利用料は、利用翌月10日以降、提供日・利用料等の内訳を記載した「利用料請求明細書」を作成しお届けします。これまでどおり、峡西病院窓口でのお支払いもできます。
- * 口座振替をご契約の方は、利用翌月の15日（休日の場合は直前の営業日）に、当方指定の金融機関口座から、利用料金を自動振替させていただきます。
 - ※ 振替手数料110円ご負担していただきます。
- * 指定口座へお振込みをすることも出来ます。
 - ※ その際にかかる振込手数料は、利用者様のご負担となります。

7. 相談・苦情対応

当事業所のサービス提供について、ご相談・苦情を申し立てることができます。苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けることはありません。

苦情受付担当者 保坂 聡子（事務担当） 電話：055 - 244 - 7716
苦情解決責任者 芦沢 美紀（管理者）

この他、介護保険によるサービス提供については、各市町村の介護保険担当窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。

南アルプス市	介護福祉課	電話：055 - 282 - 6179
中 央 市	長寿推進課	電話：055 - 274 - 8556
昭 和 町	福祉介護課	電話：055 - 275 - 8785
甲 斐 市	長寿推進課	電話：055 - 278 - 1693
市川三郷町	福祉支援課	電話：055 - 272 - 7057
富 士 川 町	福祉保健課	電話：0556 - 22 - 7207

国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話：055 - 233 - 9201

8. 秘密保持

正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報には他に漏らしません。従事者でなくなった後においても同様とします。

9. 事故発生時の対応

- ① 事業の実施に際し、事故が発生した場合は、速やかに家族や市町村（保険者）、主治医に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ② 当事業所の責に帰すべき理由により生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、誠意をもって対応いたします。

アルプス訪問看護ステーション 利用契約書

特定医療法人南山会が運営する、アルプス訪問看護ステーションを利用するにあたり、「利用約款」「重要事項説明書」を受領し、これらの内容に関して担当者より説明を受け、十分理解した上で同意し契約いたします。

令和 年 月 日

ご利用者様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

ご家族様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

特定医療法人 南山会
アルプス訪問看護ステーション
管理者 芦沢 美紀 殿

<緊急時の連絡先>

氏 名 _____ 続 柄 ()

住 所 _____

電 話 _____

訪問看護サービスの利用料のしくみ

訪問看護の利用料の構成は以下のようになっています。

基本療養費 + 管理療養費 + 情報提供療養費 + 各種加算

※ 各種保険により負担割合はことなります。国保の場合、この合計の3割の負担となります。

※ 自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度を利用している方は、負担金が軽減され、低額で安心してご利用いただけます。

基本療養費 ⇒ 週3日目まで 5,550 円（1回につき）

① 複数名訪問看護加算

イ 看護師 + 看護師・作業療法士 = 4,500 円 が加算

ロ 看護師 + 准看護師 = 3,800 円 が加算

ハ 看護師 + 精神保健福祉士・介護福祉士 = 3,000 円（週1回のみ）

管理療養費

◆月の初回の訪問日 7,670 円 ◆2日目以降は訪問1日につき 3,000 円

情報提供療養費 ⇒ 月1回 1,500 円

各種加算

- ① 複数名訪問看護加算
- ② 訪問看護情報提供書
- ③ 退院支援指導加算
- ④ 退院時共同指導加算
- ⑤ 訪問看護医療 DX 情報活用加算
- ⑥ ベースアップ評価料

各種加算の契約書

☐ 複数名精神科訪問看護加算

* 看護師と他の看護師等とが同行訪問した場合は、別に料金が加算されます。
(精神保健福祉士・介護福祉士等の看護補助者は週1回ですが、他は回数制限ありません。)

☐ 訪問看護情報提供書

* 地域を含め、在宅療養を総合的に支援することを目的に、居住地の市町村、保健所、精神保健福祉センターに対して、月に1回、訪問看護の状況を文書(情報提供書)により提供させていただきます。

☐ 退院支援指導加算

* 退院日に在宅での療養上必要な助言・指導を行い、安心して在宅生活が送れるようにお手伝いします。

上記の加算について十分な説明を受け、その趣旨を了承したうえで、同意し契約します。

特定医療法人 南山会
アルプス訪問看護ステーション
管理者 芦 沢 美 紀 殿

令和 年 月 日

住 所	氏名	印
登録電話番号 ①	氏名/続柄 () ②	()
③	() ④	()

訪問看護療養費一覧表

項 目		改定前	改定後	算定回数	1割負担の場合
基本療養費	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅲ） ＊退院後3か月以内は週5日目まで	5,550円		週3日目まで	555円
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅲ） ＊同一建物居住者（2人まで）	6,550円		週4日目以降	655円
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） ＊在宅療養に向けて外泊中の入院患者	8,500円		入院中1回	850円

管理療養費	訪問看護管理療養費	7670円		月の初回訪問	767円
		3,000円		月の2回目以降	300円

各種加算	訪問看護情報提供療養費	1,500円		毎月1回	150円
	複数名（精神科）訪問看護加算				
	＊看護師＋看護師・作業療法士	4,500円			450円
	＊看護師＋准看護師	3,800円			380円
	＊看護師＋看護補助者	3,000円		週1回が限度	300円
	＊看護師＋精神保健福祉士 （但し、精神科訪問看護のみ）	3,000円			
	長時間訪問看護加算	5,200円		週1回	520円
	退院時共同指導加算	8,000円		退院時1回	800円
	入退院支援指導加算	6,000円		退院日1回	600円
	在宅患者連携指導加算	3,000円		月1回	300円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円		月2回まで	200円
	精神科重症患者支援管理連携加算				
	イ	8,400円		月1回	840円
	ロ	5,800円			580円
	訪問看護医療DX情報活用加算	50円		月1回	5円
	ベースアップ評価料	780円		月1回	78円

その他の実費	交通費（片道）	1km 40円 ＊但し1000円を上限とする			
	有料駐車場	実 費			
	予定外（計画外）の訪問	実費（10割分）			

※ 負担割合は、1割負担のみ表示してあります。ご利用の医療保険により負担は変わります。

改正の説明を受けました。 令和 年 月 日 氏名

個人情報の取り扱いに関する同意書

私は、別紙「個人情報の利用目的」について、担当者より説明を受け、十分理解しました。

私と貴所との間の訪問看護サービス利用中の秘密保持に関し、貴所が私のより良き処遇のために、別紙「個人情報の利用目的」の範囲において、私の個人情報を契約の有効期間中に用いることに同意します。

令和 年 月 日

ご利用者様 住 所 _____

氏 名 _____ 印

ご家族様 住 所 _____

氏 名 _____ 印

事業者 住 所 山梨県南アルプス市下宮地 421

名 称 特定医療法人 南山会

アルプス訪問看護ステーション

管理者 芦沢 美紀 殿

個人情報利用目的

アルプス訪問看護ステーションでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

＜利用者への訪問看護サービスの提供に必要な利用目的＞

1. アルプス訪問看護ステーション内部での利用目的
 - ① 当事業所が利用者等に提供する訪問看護サービス
 - ② 利用者が加入する各種保険（介護保険・医療保険各法等）事務
 - ③ 訪問看護サービスの利用者に係る当事業所の管理業務
 - ・訪問看護計画書及び報告書の作成
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の保健・医療・福祉・介護サービスの向上
2. 他の事業者・医療機関・行政機関への情報提供を伴う利用目的
 - ① 当事業所が利用者等に提供する訪問看護サービスのうち
 - ・利用者に介護・福祉サービスを提供する他の介護・福祉サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の訪問看護計画作成等に当たり、利用者の主治医（かかりつけの医師）及び利用者の関係する医療機関等へ意見・助言を求める場合
 - ・利用者のより良き生活を支援するため、利用者の関係する市町村・保健所等の行政機関等へ意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険・医療保険各法の事務のうち
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

＜上記以外の利用目的＞

1. 当事業所の内部での利用に係る利用目的
 - ① 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当事業所において行われる学生等の実習への協力
 - ・当事業所において行われる事例研究
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供